

貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	157,326	流動負債	50,981
現金及び預金	92,400	未払金	2,430
前払費用	4,501	未払費用	16,936
繰延税金資産	2,958	未払法人税等	15,938
未収還付消費税等	36,059	預り金	8,765
その他	21,406	前受収益	2,705
固定資産	4,390,485	賞与引当金	3,856
有形固定資産	428,195	その他	349
建物	254,849	固定負債	2,916
構築物	4,660	退職給付引当金	2,916
機械及び装置	3,193	負債合計	53,897
車両運搬具	70	(純資産の部)	
工具器具備品	11,342	株主資本	4,469,360
土地	154,078	資本金	1,922,159
投資その他の資産	3,962,289	資本剰余金	1,854,564
投資有価証券	49,680	資本準備金	1,854,564
関係会社株式	3,225,478	利益剰余金	834,983
関係会社長期貸付金	583,502	利益準備金	550
長期前払費用	1,030	その他利益剰余金	834,433
繰延税金資産	68,709	別途積立金	450,000
その他	33,889	繰越利益剰余金	384,433
資産合計	4,547,811	自己株式	△142,347
		評価・換算差額等	△16,016
		その他有価証券評価差額金	△16,016
		新株予約権	40,569
		純資産合計	4,493,913
		負債純資産合計	4,547,811

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		8,929,056
売 上 原 価		7,571,325
売 上 総 利 益		1,357,731
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,188,818
営 業 利 益		168,912
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	45,950	
そ の 他	32,504	78,454
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	91,736	
そ の 他	28,277	120,013
経 常 利 益		127,353
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	17,618	17,618
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	33,208	
会 社 分 割 関 連 費 用	8,210	41,419
税 引 前 当 期 純 利 益		103,552
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	11,322	
法 人 税 等 調 整 額	76,696	88,018
当 期 純 利 益		15,533

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

② 有価証券

・ 其他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～50年

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについて、特例処理を適用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

③ ヘッジ方針

当社は、変動金利を固定金利に変換する目的で一部の借入取引に関し金利スワップ取引を利用しているのみであり、投機目的及び短期的な売買利益を目的としたデリバティブ取引は行わない方針であります。

④ ヘッジの有効性評価の方法 金利スワップの特例処理を採用しているため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 支払利息の原価算入の会計処理 大型の開発案件（開発総事業費が3億円を超え、開発期間が1年を超える事業）に係る正常な開発期間中の支払利息は、取得原価に算入しております。

② 消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。なお、控除対象外の消費税等については、販売費及び一般管理費に計上しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 定期預金50,000千円、建物254,849千円を株式会社シノケンの借入金1,781,500千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 85,654千円

(3) 保証債務

子会社の金融機関からの借入債務及び割賦債務に対し保証を行っております。

株式会社シノケン 13,484,690千円

株式会社SG・コミュニケーションズ 1,550,375千円

株式会社エスケーエナジー 141,872千円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び債務

① 短期金銭債権 13,449千円

② 短期金銭債務 8,097千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高 881,996千円

② 営業取引以外の取引高 47,917千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	588.52株	588.52株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、会社分割に伴い承継した子会社株式であります。

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	議決権等 の(被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	㈱シノケン	所有 直接100%	経営指導 債務保証 資金の貸付 子会社の銀行 借入に対する 担保提供 不動産の賃貸 業務支援 不動産の販売 役員の兼任	経営指導	99,750	—	—
				銀行借入債務に対する債務保証	13,484,690	—	—
				銀行借入債務に対する債務保証料受取	107,338	—	—
				子会社に対する貸付金	3,949,706	子会社貸付金	575,951
				資金の貸付による利息の受取	44,634	未収利息	12,706
				子会社の銀行借入債務に対する担保提供	304,849	—	—
				不動産の賃貸による受取家賃	13,190	前受収益	2,089
				業務支援による収入	19,920	—	—
不動産の販売	480,181	—	—				
子会社	㈱SG・コミュニケーションズ	所有 直接100%	経営指導 債務保証 資金の貸付 不動産の賃貸 業務支援 役員の兼任	経営指導	3,500	—	—
				銀行借入債務に対する債務保証	1,550,375	—	—
				銀行借入債務に対する債務保証料受取	10,480	—	—
				子会社に対する貸付金	7,550	子会社貸付金	7,550
				不動産の賃貸による受取家賃	1,735	前受収益	196
業務支援による収入	3,383	—	—				

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合 (被所有)合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	㈱エスケ エナジー	所有 直接100%	経営指導 債務保証 不動産の賃貸 業務支援 役員の兼任	経営指導	3,000	—	—
				銀行借入債 務に対する 債務保証	141,872	—	—
				銀行借入債 務に対する 債務保証料 受取	645	—	—
				不動産の賃 貸による受 取家賃	1,912	前受収益	177
				業務支援に よる収入	1,190	—	—
子会社	㈱KSファ ンド	なし(注)3	不動産の販売	開発業務料	83,592	—	—
子会社	㈱エスア ンドエム ファンド	なし(注)3	不動産の販売	開発業務料	55,457	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等については、一般的取引条件と同様に決定しております。
3. 当社グループは、有限会社KSファンド及び有限会社エスアンドエムファンドの議決権を保有しておりませんが、実質的な支配関係が存在することから子会社としております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 112,121円26銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 391円08銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

(新株予約権の取得及び消却)

平成20年5月16日開催の取締役会において、下記のとおり新株予約権の取得及び消却について決議いたしました。

1. 新株予約権の取得および消却の理由

当社は下記新株予約権につき、行使価額と実勢価額が著しく乖離しており行使しにくい状態であることを理由として、また当社の潜在株式の整理を行うことを目的といたしまして、割当対象者と協議の結果、下記の新株予約権を当社が無償にて取得するとともに、取得した自己新株予約権の全てを消却することを決議いたしました。

2. 消却の対象となる新株予約権

第1回新株予約権(平成16年7月12日発行)

第2回新株予約権(平成18年7月15日発行)

第3回新株予約権(平成18年7月15日発行)

3. 消却する新株予約権の個数

総数 733個

第1回新株予約権 382個(消却後 残存個数0個)

第2回新株予約権 189個(消却後 残存個数0個)

第3回新株予約権 162個(消却後 残存個数0個)

4. 消却実行日

平成20年5月31日(土)

(新株予約権の付与)

当社は、平成20年5月16日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行することおよび募集事項の決定を当社取締役会に委任することを求める議案を、平成20年6月27日開催予定の当社第18回定時株主総会に付議することを決議いたしました。当該新株予約権の発行要領は下記のとおりです。

1. 新株予約権を無償で発行する理由

当社の従業員ならびに当社子会社の取締役、従業員に対し、当社グループの業績向上や企業価値の増大について、意欲や士気を高めるためのインセンティブを与えることを目的とするものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当対象者

当社の従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員

(2) 発行する新株予約権の総数

800個を上限とする。

(新株予約権1個あたりの目的となる株式数(以下、「付与株式数」という。)は普通株式1株とする。)

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

- ① 当社普通株式800株を上限とする。

② 当社が、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）以降、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により、付与株式数を調整し、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

③ 前項のほか、当社が資本減少、合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、取締役会の決議により合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができる。

(4) 新株予約権と引き換えに払込む金銭

新株予約権と引き換えに金銭を払い込むことを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

① 新株予約権1個あたりの行使に際して出資される金銭は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

② 行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引の成立しない日を除く。）の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）または割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

③ 当社が、割当日以降、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

④ 当社が、割当日以降、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

- ⑤ 当社が割当日以降、資本減少、合併等を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。
- (6) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の付与決議の日以降2年を経過した日から3年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会で定めるところによる。
- (7) 権利行使の条件
 - ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役、従業員、その他これに準ずる地位もしくはこれらの地位を承継した相続人であることを要す。ただし、当社または当社関係会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合はこの限りではなく、退任または退職後6ヶ月間（但し、(6)の期間の範囲内）に限り行使できるものとする。
 - ② 権利行使に先立つ当社の本決算連続2期における連結経常利益の合計額が、23億円以上であった場合に限り、本新株予約権を行使することができる。
 - ③ その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」により定めるところによる。
- (8) 新株予約権の譲渡
新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (10) 新株予約権の取得に関する事項
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会が不要な場合には、当社取締役会決議がなされた場合）には、当社は、当社の取締役会が別に定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。

- ② 新株予約権者が上記(7)①の新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は、当社の取締役会において別途決定する日において、当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。
- (11) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
当社が、合併（当社が消滅会社となる合併に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合であって、かつ、当該組織再編行為にかかる契約または計画において、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日（新設型再編においては設立登記申請日。以下、同じ。）の直前において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- ② 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である株式の数または算定方法
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される付与株式数とする。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される金額または算定方法
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される行使価額に、付与株式数を乗じた額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 再編対象会社による新株予約権の取得事由
(10)に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑧ 新株予約権の行使の条件
その他の条件については再編対象会社の条件に準じて決定する。
- (12) 募集事項の決定の委任等
上記により定めるものの他、新株予約権の募集事項および細目事項については、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。